

高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	保証規定条文	要求モード	要求内容	関連設備												燃料供給 R→開放	燃料取出 R→組立	起動試験 モード外	起動前点検 モード外	起動試験 モード外	起動前点検 モード外	△並列 調速連軸		
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4								
RCS 7位立	第85条(表85-10-1の2)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のため)による炉心冷却(蒸気放出)	(表85-15-7の2において運転上の制限を定める) 主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること(現場動作含む) ・主蒸気逃がし弁	(1) 静的拘束式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静的拘束式水素再結合装置と温度差換装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉容器器水素燃焼装置と温度差換装置 (4) 原子炉容器器水素燃焼装置と温度差換装置の所要数が動作可能な 静的拘束式水素再結合装置 5基 静的拘束式水素再結合装置と温度差換装置 5個 原子炉容器器水素燃焼装置と温度差換装置 12個 原子炉容器器水素燃焼装置と温度差換装置 12個 ・空冷式炉内給水装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油炉油そつ (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) タクローリー	(表85-15-7の2において運転上の制限を定める)																			
RCS 水槽	第85条(表85-10-2の2)	モード3、4、5、6	水素濃度監視	可搬型格納容器内の水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1 系統(1系統)は可搬型格納容器が水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉沸騰冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1台、Aガスサンプリング冷却器1個が動作可能 ・可搬型格納容器内の水素濃度計測装置1個 ・可搬型原子炉沸騰冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1台、Aガスサンプリング冷却器1個 ・Aガスサンプリング冷却器1個 ・大容量ポンプ (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・燃料油炉油そつ (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タクローリー	(表85-15-7の2において運転上の制限を定める)																			

高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程	保証規定条文	要求モード	要求内容	関連設備												燃料供給	起動試験	起動前点検	起動試験	△並列
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4					
RCS 7位	キャビティ海水 RCS 鮑水 ミツルーピー RCS 全プロー	(表55条(表55-11-1)(2) 度)モード3、4、5、6	(1) Aニアラス空気淨化系が動作可能(ファンが手動起動)系統構成したこと (2) 代替空氣淨化系動作可能 ・Aニアラス空氣淨化ファン1台 ・Aニアラス空氣淨化ヒュニット1基 ・筐体外部Aニアラス空氣淨化作動用(アニアラス排氣排風弁)2本 (1セット)2本(アニアラス空氣淨化作動用1本、アニアラス排氣弁開閉用1本) ・空冷式冷却用除湿装置 (表55-15-1(2)において運転上の制限を定める) ・燃料油炉モード (表55-15-1(2)において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-1(2)において運転上の制限を定める)	・ニアラス空氣淨化ファン ・ニアラス空氣淨化ヒュニット ・窒素ポンベ(ニアラス淨化排氣弁等)使用 ・空冷式冷却用除湿装置 ・燃料油炉モード ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表55-12-1)(2) 海水から使用済燃料ビットへの注水	使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	(表55-15-7(2)において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7(2)において運転上の制限を定める)	(1) 使用燃料ビットへのストレイン(屋外に配置する送水車台)が動作可能 について2種類(系統Bは屋外に配置する送水車台が動作可能) (2) 使用燃料ビットへのストレイン(屋内に配置するブレイッダ4個(1セット4個、3号が(3号と4号が共同用の予備品2箇を含む))が動作可能 について系統A(系統Bとは屋内に配置するブレイッダ4個(1セット4個、3号が(3号と4号が共同用の予備品2箇を含む))が動作可能 ・送水車1台×2 ・燃料油炉モード ・タンクローリー	送水車 ・送水車1台×2 ・燃料油炉モード ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表55-12-2)(2) 使用済燃料ビットへのスプレイ系	使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	(表55-15-7(2)において運転上の制限を定める) ・タクローリー (表55-15-7(2)において運転上の制限を定める)	(1) 使用燃料ビットへのストレイン(屋外に配置する送水車台)が動作可能 について2種類(系統Bは屋外に配置する送水車台が動作可能) (2) 使用燃料ビットへのストレイン(屋内に配置するブレイッダ4個(1セット4個、3号が(3号と4号が共同用の予備品2箇を含む))が動作可能 について系統A(系統Bとは屋内に配置するブレイッダ4個(1セット4個、3号が(3号と4号が共同用の予備品2箇を含む))が動作可能 ・送水車1台×2 ・燃料油炉モード ・タンクローリー	送水車 ・送水車1台×2 ・燃料油炉モード ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

機器4号所発電高圧定期検査時の事業者の安全管理の計画

高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所4号機定期検査時の事業者検査の安全管理の計画

第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

第25回定期事業者検査時の安全管理の計画